

# 町会・自治会の文書を翻訳します

町会・自治会の皆さまが作成する行事のチラシやお知らせなどを、外国語に翻訳します。地域に住んでいる外国人に多言語で周知する必要がある場合は、国際交流・多文化共生推進担当課にご相談ください。

## 1. 翻訳の申込ができる人

町会・自治会の会長や役員など

## 2. 翻訳できる文書

町会・自治会で回覧や掲示をする行事のチラシや住民へのお知らせなど

※ 特定の個人や団体等の利益になるもの、大量の文書（A4用紙10枚以上）や翻訳以外の作業（デザイン、印刷など）はお受けできません。

## 3. 翻訳できる言語

10言語（英語、中国語、ネパール語、ベンガル語（Bangladesh公用語）、韓国語、ミャンマー語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン語）、フランス語、やさしい日本語）

## 4. 翻訳する人

北区への協力を希望する語学が堪能なボランティア（北区国際交流・協力ボランティア登録者「K-VOICE」）が翻訳します

## 5. 申込の方法・翻訳の流れ

### ① 翻訳を申込【町会・自治会】→【国際交流・多文化共生推進担当課】

LoGo フォームから、必要事項を入力、原稿データを添付のうえ、お申込みください。翻訳申込書（HPからダウンロード）と原稿データをメールで [kokusai-ka@city.kita.lg.jp](mailto:kokusai-ka@city.kita.lg.jp) へ提出することもできます。納品希望日の2週間前までにお願いします。

### ② 翻訳【国際交流・多文化共生推進担当課】

文書の内容確認や納品日の相談などでご連絡する場合があります。

### ③ 翻訳文書のお渡し【国際交流・多文化共生推進担当課】→【町会・自治会】

翻訳文書は、電子メールによりお送りします。

### お問い合わせはこちら

地域振興部 国際交流・多文化共生推進担当課

電話：03-5390-0098



## 6. Q&A

Q 1 どんな文書を翻訳してくれますか？

A 1 公共の利益に資するものです。例として、下表をご参照ください。

町会が主催するイベントのチラシや住民へのお知らせ	○
個人が学校に提出する書類	×(※)
個人が会社に提出する書類	×
個人が近所に住んでいる外国人へ出す手紙	×

※ 個人的な翻訳の申込は対象外ですが、区立学校へ提出する書類は、学校からの申込により対応できる場合があります。学校へご相談ください。

Q 2 手書きの原稿を翻訳できますか？

A 2 お受けできません。ワード等編集可能なデータでご提出ください。

Q 3 町会・自治会の会議に外国人が参加する場合に、通訳者の派遣をお願いできますか？

A 3 平日の9時から17時までの間に限り、通訳者の派遣ができる場合があります。ただし、区の職員が同席していることなど諸条件ありますので、まずは国際担当課にご相談ください。

Q 4 通訳機を貸してほしい。

A 4 通訳機の貸出しは行っておりません。外国語に翻訳してくれる音声翻訳アプリなどの活用をご検討ください。  
VoiceTra（ボイストラ）は、無料でご利用できます。➡



Q 5 費用はかかりますか？

A 5 翻訳・通訳は無料です。なお、協力していただいたボランティアの方には、国際担当課から謝礼をお支払いします。

Q 6 国際担当課のその他の支援について、教えてください。

A 6 外国人の方には、多言語広報紙の発行や、日本語教室、防災講座、暮らしのルール等普及啓発講座（8年度新規事業）などを開催しています。また、日本人の方には、外国人とのコミュニケーションに有効な「やさしい日本語」講座を開催しています。詳しくは、HPや北区ニュースをご覧ください。